

# 答 申 書

答申第8号（諮問第8号）

令和7年1月16日

井川町長 齋藤 多聞 様

井川町情報公開審査会

令和6年7月5日付け井発第1922号で諮問のありました事案について、  
下記のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

本件審査請求に係る、令和6年1月11日付け井発第6619号により、井川町長が行った本件処分は妥当である。

## 2 審査請求人の主張の要旨

### (1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、「公文書非公開決定通知書」による不利益処分に対し、是正（適正な運営の確保）を求める、というものである。

### (2) 審査請求の理由

本件処分に係る審査請求の理由として、審査請求人が主張している内容の趣旨は、審査請求書、反論書を総合すると、おおむね次の通りである。

水道利用者に対して、水道料金の遅延損害金、並びに下水道使用料の延滞金について条例等で規定した上で、各利率等についても具体的に町ホームページ等で説明・公表するように是正されるべきであると主張している。

## 3 実施機関の主張

### (1) 主張の趣旨

主張の趣旨は、本件審査請求を棄却するとの裁決を求める、というものである。

### (2) 主張の内容

実施機関が主張している本件処分の理由の趣旨は、おおむね次の通りである。

本件処分は、「水道料金の遅延損害金並びに下水道使用料の延滞金の各徴収事務取扱について定めた要綱（訓令又は告示）」の公文書公開請求に対して、「当該文書を作成していない為、請求された公文書が存在しない」と、存在しない理由を付して、非公開決定処分をしたものである。

この審査請求は、公文書の存在・不存在に係る公開・非公開を巡っての提起ではなく、審査請求人の考える「適正な運営を確保」するよう、事務処理の是正を要求する趣旨のものである。つまり、形式上は公文書非公開決定に対して不服を申し立てているものの、本件処分の本質たる文書の存在、不存在とは直接関係のない事項についての不服を申し述べているにすぎない。よって、行政不服審査法の趣旨にそぐわない審査請求であると言える。

## 4 審査会の判断について

審査請求人の主張に対し、当審査会の判断を述べる。

### ○実施機関が行った本件処分に対して

「水道料金の遅延損害金並びに下水道使用料の延滞金の各徴収事務取扱につ

いて定めた要綱（訓令又は告示）」の公文書公開請求に対して、請求された公文書が存在しないことから非公開決定とした処分について、違法又は不当な点は無いと判断する。

#### ○審査請求人の主張に対して

情報公開制度による処分に対する審査請求は、開示・不開示等に対する不服を申し立てる制度であり、情報公開請求の結果、請求人が知ることとなった行政事務手続上の不備等に対する不服を申し立てる制度ではない。よって、公開請求した公文書が、法令等に従って作成すべき文書として規定されているにもかかわらず、不作成あるいは内容に不備のある文書だとしても、その実施機関の行政事務の是非について当審査会が立ち入るべきではないと判断する。

以上のことから審査会は、本件審査請求に係る、令和6年1月11日付け井発第6619号により、井川町長が行った本件処分は妥当であると判断する。

### 5 付帯意見

審査請求の申立てが令和6年1月25日にあってから、審査会に対して諮問するまで約5ヶ月も費やした事は、不適切な事務であったと判断せざるを得ず、改善を求める。

### 6 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	令和6年7月5日	諮問の受理（諮問第8号）
②	令和6年10月31日	実施機関からの意見聴取及び審議
③	令和7年1月16日	答申案の審議
④	令和7年1月16日	答申

### 7 答申に関与した委員

井川町情報公開審査会委員

職名	氏名	職業等
会長	佐々木 俊幸	弁護士
委員	高橋 佑輔	弁護士
委員	高橋 真一	税理士